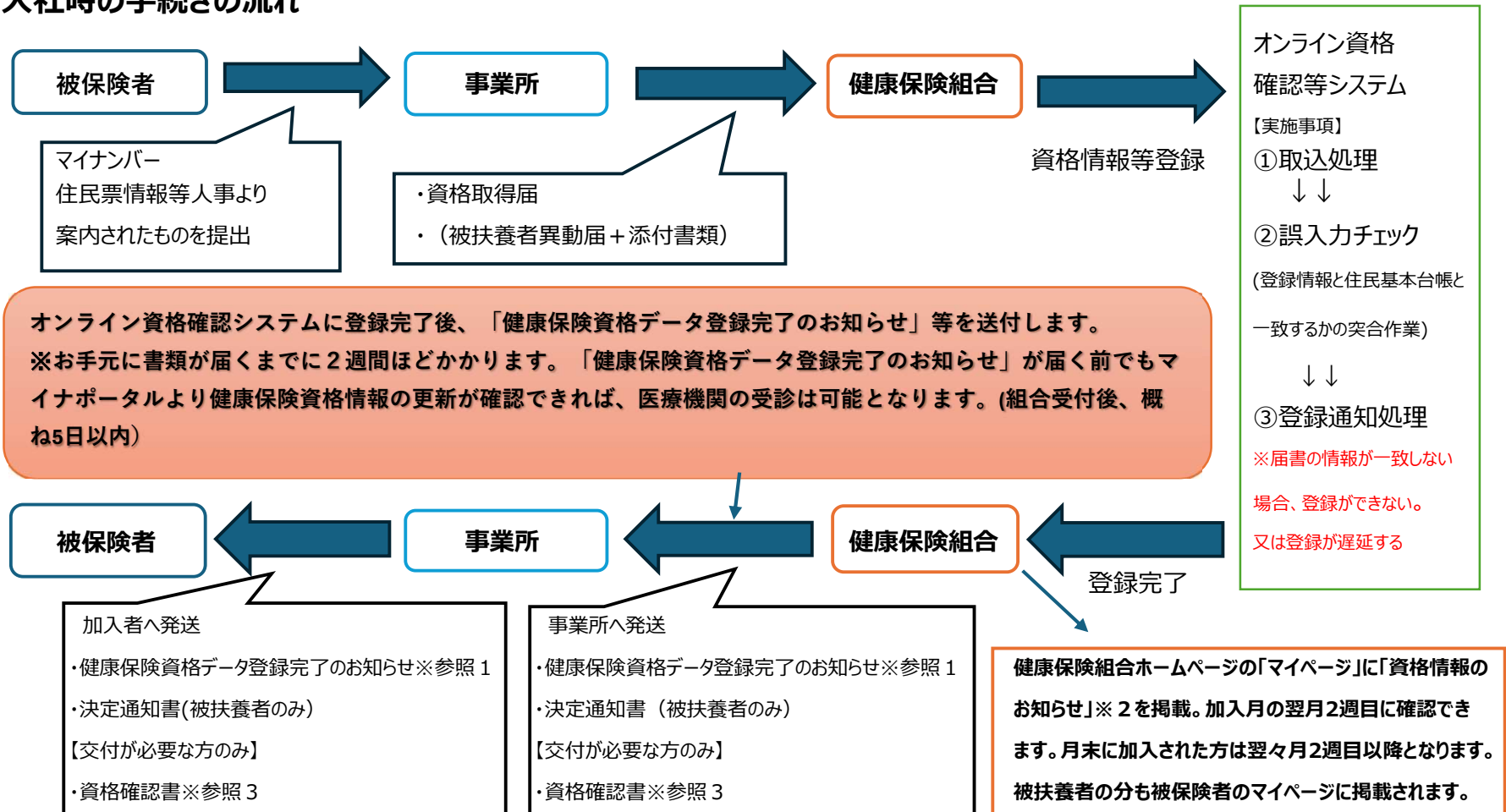


保険証廃止後の入社手続きについて

1. 入社時の手続きの流れ



※参照 1、2 : 「健康保険資格データ登録完了のお知らせ」→オンライン資格確認システムへの登録完了をお知らせするための通知。

※参照 3 : 「資格確認書」→「マイナ保険証」に代わって医療機関に提示することで保険適用の受診が可能となる書類。

届出書には住民票情報どおりの情報をご記入ください。※届出の情報が正確でない場合、登録が遅延することがあります。

2. 資格確認書発行について

発行対象者かの判断はお知らせ添付の資格確認書発行フローチャートでご確認ください。

発行希望の方はどの理由に該当するのか人事担当者へお伝えください。人事の案内に従って手続きを進めてください。

3. マイナ保険証の資格情報（加入・脱退に関する情報）の変更手続きについて

既にマイナ保険証を保有している方



初回登録時のようなマイナポータル等のご本人による**手続きは不要です**

既にマイナ保険証を保有している方は、ご自身で新たに再登録、登録変更等を行う必要はございません。

当組合にてオンライン資格確認へ資格情報を登録することで更新手続きが行われます。

※再雇用等で資格情報が変更となる場合も手続きは不要です。

4. マイナ保険証で医療機関等に受診される際の確認事項

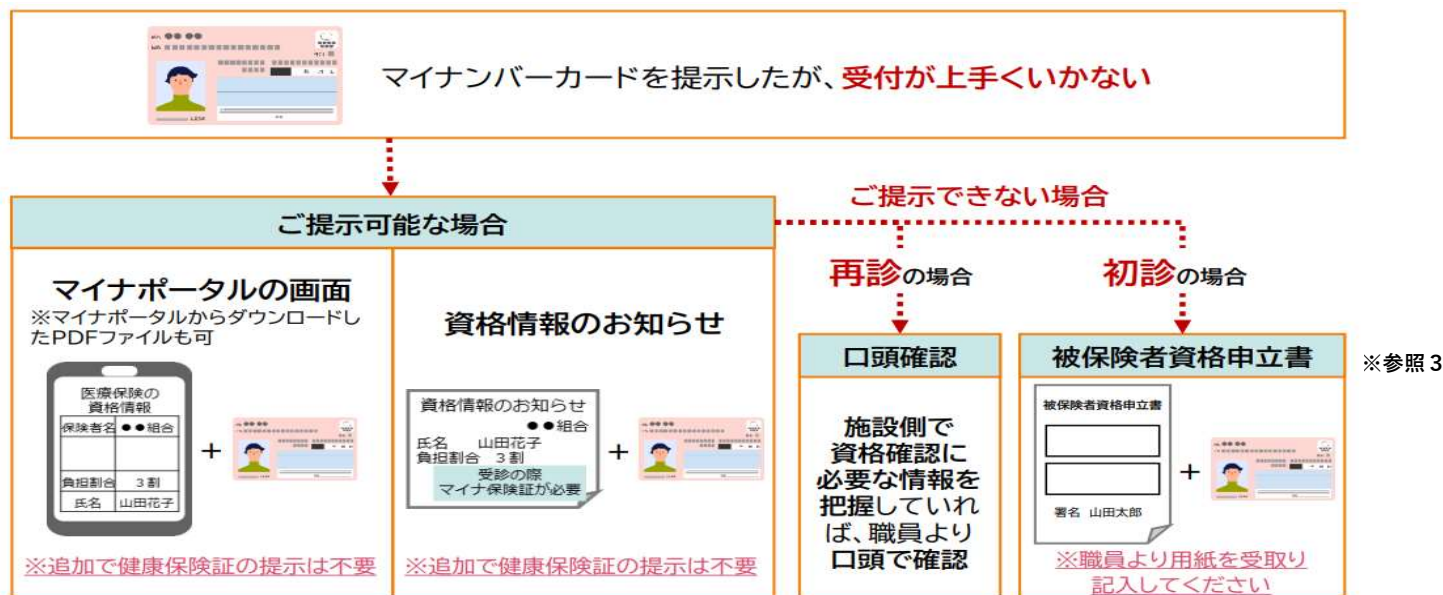
Q. 入社後すぐに医療機関を受診したいのですが、マイナ保険証を利用できるまでどのくらい時間がかかりますか？

A. マイナ保険証であれば、すぐに保険診療が受けられます。（組合受付後、概ね5日以内）

※下記の対応を求められる場合がございますのでご確認ください。

マイナ保険証での受付が上手くいかなかった場合

医療機関等でマイナ保険証を利用する際に、顔認証付きカードリーダーの不具合や、健康保険の手続き直後等、
何等かの事情で資格確認を行えなかった場合も、以下のような対応で資格確認を行います。



※参照 3 「被保険者資格申立書」→初診の医療機関・薬局にて何らかの事情で資格確認ができなかった上、マイナポータル画面や資格情報のお知らせを持ち合わせていない時に記入する用紙。※詳細は医療機関等窓口へ

※上記はマイナ保険証を提示した場合に限ります。マイナ保険証をお持ちでない場合は「資格確認書」を提示ください。